

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年 4月 8日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 内部事務システム刷新に関する調達仕様書作成等業務委託
- (2) 業務の概要

本市では、様々な業務システムが稼働しているが、それぞれの事務作業のみに最適化されたシステムとなっていることが多く、業務システム間の連携が十分に図れていないのが現状である。そのため、内部事務において、工程間を超えたデータ連携等ができず、事務ミスや事務手間の原因となっている。また、各工程に、紙を用いた事務作業が残っており、業務全体の作業効率性を低下させている。

そこで、デジタルファースト・ワンスオンリー・ワンストップの実現による作業効率の向上を目指し、現行の財務会計、契約管理、文書管理、人事給与・庶務事務システムの刷新に向けた検討を進めている。

本業務では、財務会計、契約管理、文書管理、人事給与・庶務事務における次期内部事務システムに求める機能要件の整理、機能要件に基づく各ベンダーへのRFI(情報提供依頼)の実施支援、導入が想定されるシステム候補と現状業務との整合度、違いなどの整理を行ったうえで、財務会計・契約管理・文書管理の次期内部事務システム(人事給与システム除く)の調達仕様書案の作成業務を実施する。

- (3) 履行期限 令和8年3月27日
- (4) 提案限度額 100,000,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

令和2年度以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の下記業務のいずれかの

履行実績を有する者であること。

○文書管理、契約管理、財務会計、人事給与・庶務事務のいずれかに関する内部事務システムの構築業務

○文書管理、契約管理、財務会計、人事給与・庶務事務のいずれかに関する内部事務システム構築に向けた仕様書作成業務、もしくは、仕様書作成に関する検討業務（システム刷新に向けた方針整理・課題整理・ロードマップ作成など）

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月8日から令和7年4月21日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 交付場所 豊田市役所総務部情報戦略課（南庁舎3階）又は情報戦略課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年4月21日（月） 午後3時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所総務部情報戦略課（南庁舎3階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- (4) 添付資料 「2 参加資格要件（7）」が確認できる書類（契約書・許可証などの写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年4月22日（火）まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年4月21日（月） 午後3時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
- (3) 回 答 4月25日までに情報戦略課ホームページ（又は参加者にメール）にて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ7枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本7部。加えて、ウイルス対策等を行った上で、電子データも提出すること。電子データについては、メール等インターネット環境からの提出も可とする。）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

内部事務システム構築もしくは構築に関する仕様書作成等検討業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

(2) 業務担当体制

総括責任者及び主任担当者の資格、経歴、プラットフォーム構築もしくは構築に関する仕様書作成等検討業務等の業務実績、現在の手持ち業務（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

(3) 業務実施方針

実施方針、重点項目、具体的方法の概要を記載すること（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）

(4) 本業務への提案や意見

企画提案書作成要領〔業務説明書〕をもとに、以下の項目ごとに具体的な調査・検討方法を提案すること。（A4用紙3枚、両面可、10.5pt以上）

【提案を求める項目】（別添「企画提案書作成要領」参照）

- ① 現行業務等の補足整理
- ② 機能要件等の整理
- ③ RFIの実施支援
- ④ 内部事務システム導入方針の検討
- ⑤ 調達仕様書案の作成
- ⑥ 調達に関する資料作成等実施支援

（5）工程計画（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）

（6）見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

- （1）提出期限 令和7年5月9日（金） 午後3時まで
- （2）提出場所 豊田市役所総務部情報戦略課（南庁舎3階）
- （3）提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- （4）その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- （1）開催日時 令和7年5月14日（水） 午前9時～午後6時までのうち指定する40分間（詳細な時間は後日連絡する。）
- （2）開催場所 豊田市役所 南庁舎3階 南33会議室
- （3）備考 ア 提出された企画書等に基づき1社40分（説明20分以内、質疑応答20分）とする。（説明・質疑応答時間については、変更する場合がある。）
イ 出席者は3名以内とする。
ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
オ プレゼンテーションは、会議室に設置している外部モニターに画面投影し、実施すること。
カ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZoomミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- （1）下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】
 - （ア）企業の業務実績（20点）
 - （イ）業務担当者等の業務実績・能力（70点）
 - イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

(ア) 業務実施方針 (16点)

(イ) 本業務についての提案・意見 ①～⑥ (48点)

ウ 価格 (50点) 【事務局評価】

※評価点 (500点) = ア (業務経歴 (90点)) + イ (業務実施計画 (72点) × 5人)
+ ウ (価格 (50点))

【※評価基準については別紙でも可】

(2) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち、イ (イ) の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点 (300点) に達しない者は最優秀提案者として選考しない。

(4) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	総務部	CDO	佐々木	大祐
委員	豊田市	CDO補佐官	住谷	猛
	行政改革推進課	課長	鈴木	貴之
	情報システム課	課長	柴田	拓馬
	情報戦略課	課長	久米	裕之

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知 (予定) 日 令和7年5月15日 (木)

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

(2) 契約 (予定) 日 令和7年6月19日 (木)

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない (本市から指示があった場合を除く。)。

(5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例 (平成10年条例第34号) の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (10) 本契約の履行結果が優良な場合、令和8年度内部事務システム刷新に関する検討・各種資料作成等の業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。ただし、令和7年度の内部事務システム刷新に関する作業の状況次第で業務を発注しないことがある。
- (11) 本契約受注者は、透明性、公平性の向上を図る観点から本契約業務内容に基づく内部事務システムの初期構築業務に係る入札には参加できないものとする。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市総務部情報戦略課（南庁舎3階）
電 話 0565-34-6946（直通） F A X 0565-31-8623
メールアドレス johou-senryaku@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。